

## 第 182 回富山県都市計画審議会

日時 令和 3 年 2 月 12 日（金）午後 1 時 30 分～

場所 富山県農協会館 801 会議室

### 1. 開会

（司 会）

それでは、皆さまおそろいになりましたので、ただ今より第 182 回富山県都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 21 名のうち 17 名のご出席を頂いております。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会は有効に成立する旨ご報告いたします。

ここで本審議会の委員に交代がありましたので、ご紹介させていただきます。富山県町村会長様におかれましては舟橋貴之様に、富山県警察本部長におかれましては杉本伸正様に、新たに委員としてご就任いただいております。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。次第書、配席図、議員名簿、都市計画審議会議案書、条例の規定集でございます。配布漏れがございましたら、お申し付けください。

次に、審議会の公開についてです。本審議会は規定に基づきまして、原則として公開としております。詳細については、お手元に配布してございます資料をご覧くださいと思います。なお、本審議会の審議結果および議事録については、審議会終了後に県のホームページにて掲載させていただく予定にしております。

次に、各議案をご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では通常の委員の他に、議案に関係する臨時委員の皆さまに審議および議決にご参加いただくことになっております。これによりまして、本日は議案第 1 号については臨時委員の方 3 名、議案第 2 号および第 3 号については臨時委員の方 1 名、それぞれ代理の方を加えてご審議いただくこととなっております。臨時委員の代理の方におかれましては、関係議案の議決後にご退席いただくこととなりますので、ご了承ください。

なお、本日の審議会は議案数が大変多くなっております。終了時刻は 17 時ごろとなる可能性がございます。そのため、新型コロナウイルス感染防止対策として、議案第 3 号終了後に換気のために 10 分程度の休憩を取らせていただく予定にしておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行については細川会長にお願いいたします。

（会 長）

皆さま方には新型コロナウイルス感染症流行のさなか、お元気なお姿で参列していただきまして、本当にうれしく思います。当初はあまり似合わないと思

っていたマスクの姿が、意外にも定着しました。1年ほどになります。感染症の行く末は全く見えないというところでしょうか。マスクを題にした俳句が二つぐらいありましたので、ご紹介します。一つは「登校時 マスクマスクと親が追い」という、マスクを忘れるなど親がマスクを持って我が子を追い掛けている姿を詠んだ句です。もう一つは「地蔵にも 赤マスクかけ 疫封じ」という、なかなかマスクが珍重される世相を映した句だと思います。

それでは、本題に入ります。議事録署名委員の方を要綱4条2項の規定によって指名させていただきたいと思います。土開委員と小見委員をお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日は審議会に付議された五つの議案について審議いただいた後に、事務局から1件の報告事項がございます。それでは早速、1号議案に入ります。事務局から説明をお願いします。

## 2. 議事

### 議案第1・2号 富山高岡広域都市計画道路の変更について

(事務局)

都市計画課長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、ご出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。先ほどご案内がありましたとおり、本日は付議案件5件と報告事項1件となっております。事務局としては、極力、説明は簡潔になるように努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、担当の補佐の方からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局から議案第1号について説明)

(会長)

ただ今の議案の説明について、委員の皆さまから質疑、ご意見を賜りたいと存じます。

(委員)

今の議案については、私が住んでいる地元中の地元であり、地域の皆さんの関心も高いところでもあります。そこで、質問が3問になりますが、お願いしたいと思います。

一つ目は、完成時の交通量の予測です。神通川左岸については、交通事故も多く、渋滞箇所だというご説明がありました。現在の交通量ではそうだと思います。ただ、完成時が何年になるか、予測はつかないのだろうと思うのですが、20年後、30年後になると思いますけれども、そのときの交通需要予測が出ているようでしたら、お知らせいただきたいと思います。完成したときには、自動

車社会が低減し、高齢化も進み、車の量が減っているということも十分に予測できますので、経済効果という点で慎重な検討が必要なのではないかと思いません。これが一つ目の質問です。

二つ目は、かなり大規模な都市計画決定の変更になりますので、出ているかどうかは分かりませんが、神通川左岸の方の事業費の予測について教えてください。3分の1は富山県の負担になりますが、富山県は今、財政も大変厳しい状況です。左岸の方の計画費用は聞いておりませんでしたので、その予測、それから右岸の方の豊田新屋立体の方は230億円から290億円ぐらいに増額になったと承知しております。今回の変更でさらなる増額になるのかどうか、その見込みを教えてくださいたいと思います。これは費用のことです。

三つ目なのですが、私が住んでいる豊田地区にはかなり反対・慎重な意見がまだ根深く残っていると承知しております。沿線に高架化反対の看板もまだ何枚か残ってしまっていて、こういう方々との粘り強い話し合い、理解を得る努力はまだ最中だと思います。そこら辺の認識がどうなっているのかということですが、3問も質問して申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

(事務局)

今ほどの委員からのご質問にお答えいたします。まず、将来の交通量をどう見込んでいるのかについてです。具体的に何万台という推計ではないのですが、国の検討では、今の交通量は将来もあまり変わらないと推定されると聞いています。具体的には、令和12年までの交通量を予測しているのですが、現在の交通量とあまり変わりません。現在混雑している箇所について、人が減るから、車も減るのではないかという素朴な疑問もありますが、車が急激に減ることはないという予測を立てております。

続いて、費用についてです。神通川左岸側の6カ所の交差点を立体化することについて、どれだけの費用を見込んでいるかというご質問ですが、事業者である国からは、現時点の概算ベースで約450億円と聞いております。豊田新屋については、現在の予算以上にさらに膨れるということは、今のところ、聞いてございません。

続いて、現在も豊田新屋の反対の看板があるが、地元の状況はどのように認識されているのかというご質問です。一部にそのような看板等を見かけるのは事実ですが、豊田新屋の区間は交通量がとても多く、混んでいます。そのような交通渋滞を解消するために必要な計画でありますので都市計画に定められているものです。ついては、事業に個別に反対の方には、丁寧な説明をしてご理解を得るとともに、事業を着実に進めていただく必要があると考えております。以上です。

(会長)

委員、今の回答についてはいかがでしょうか。

(委 員)

回答をありがとうございます。450 億円の膨大な事業費で、改めて驚いておられます。3 分の 1 の県負担ということですので、あっさりここで「はい、分かりました」と言うには、ちょっと恐ろしい金額ではないかと感じております。初めてここで説明を伺いました。それにしても、将来の交通量予測が正確に報告されていないというのは、とても残念です。令和 12 年というのは 10 年後であって、豊田新屋の立体も完了していないときです。15 年かかるか、20 年かかるか分からない豊田新屋立体の完成の後、神通川左岸側の事業費がかかるわけで、30 年後になるか、40 年後になるか分からないという、そのときに本当に今ぐらいの車が走っているのかという疑問にきちんと答えられる数字が必要なのではないかと思っています。

豊田新屋の地元での議論のときに、確かに車は減ると。しかし、高架化して便利になるので、他の道路を走っていた車がこちらに回るから減らないのだという説明を伺っております。このままにしておいても、将来、車が減るのではないかという疑問に答えられる説明があつてしかるべきではないかと思っております。

(会 長)

事務局から、今のお話に対する説明は何かありますか。

(事務局)

具体的な将来の台数で把握すべきではないかというご質問ですが、私どもとしては具体的に将来何万台になるというところまでは得ていないことは事実ですけれども、繰り返しになりますが、この 8 号線は人が減るからといって、今、混んでいる道路の車が急激に減るといふ性質の道路ではないということが言えるかと思えます。国の方でも将来的な交通量が減らないという推定も得ていますので、このような性格を帯びた道路で、いつまでもこの道路が抱える問題を先送りするのはよろしくないと考えております。この神通川左岸の交差点の立体化は、事業がいつから始まるかということはまだ決まっておきませんが、繰り返しになりますが、富山の都市計画の中で渋滞・事故等のいわゆる犠牲や損失を看過するべきではないと考え、今回、都市計画に位置つけるべく審議させていただいているところでございます。

(会 長)

都市計画の見地から、他の委員から何かご意見はありますか。

(委 員)

道路の交通量の予測については、一般的にはパーソントリップ調査というものを行って、それで 10 年先、20 年先の交通量予測を行うのが常です。これまでも富山県の場合は、富山高岡広域都市圏を対象としたパーソントリップ調査

を過去に3回行ってきています。直近が平成十何年だったと思います。そうすると、今、事務局が言われたように、20年先だと令和十何年ぐらいの予測がされていますが、それ以上先の予測は現時点ではされていないと思うのです。ですから、事務局にその先の話を聞いても、実態は推計していないと私は思います。

なぜこういう状況なのかというと、他の地方都市圏もそうなのですが、どこも最近予算がかなり逼迫してきていて、当時のように1年に何千万円もかけてパーソントリップ調査をできる状況にはなくなってきているのが実態です。ほとんどの地方都市では第3回まで、あるいは多くても第4回です。大都市圏では第5回ぐらいの調査をされていますが、地方都市ではそこまでやる経済的余力なり、そこまで必要ないのではないかという判断で、調査がされていないのが実態なのです。

そうかと言って、私自身は、これだけ時代が変わり、コロナがあり、人口が減ってくる中で、きちんと将来の交通量の予測はやるべきだろうと思っているのですが、なかなかそういう状況にないのも実態なのです。今、委員から質問があった、将来交通量に基づいてきちんと道路の投資効果、経済効果を算定すべきではないかというのは当然のことです。ただ、国道ですから、国もそこはきちんと評価をしながら、今の渋滞対策・事故軽減対策に十分どころか十二分に効果があるだろうという評価の下に都市計画決定をされると、私は理解しております。

(会 長)

もう一つご説明いただきたいのは、洪水との関係です。道路は高くなりますから、道路は水をかぶりませんが、結局、道路がバリケードみたいになって、他の所は水がたまっただまになるわけです。この道路がなくても、他の道路は水たまりになるということですが、幹線道路が確保できれば、それでよいということでしょうか。

(委 員)

これも非常に難しい問題で、嵩上げたことによって、その道路はハザードマップ的には浸水しないであろうと。しかし、その分、せき止められるので、その影響は他に行くだろうということなのですが、逆に言うと、道路より下の方は洪水を免れます。

(会 長)

はい、下流の方ですね。

(委 員)

下流の方は免れるので、そこをどう判断するかという問題だと私は認識しております。

(会 長)

総合的に見れば、これは良い方向に向かうと理解してよろしいのでしょうか。

(委 員)

渋滞による環境汚染も、将来的にはきっと車のハイブリッド化が進み、電気自動車が進みますので、自動車交通による排出ガスは少なくなるということは予想されます。ただ、交通事故だけは、交通量と道路の交通環境によって事故が起きます。交通事故の軽減そのものは、やはり立体化することで渋滞が減るわけですから、特に、追突事故はかなり減ることが期待されると思います。ですから、重大事故も含めてですが、事故の軽減による社会的効果は非常に大きいのではないかと思います。

(会 長)

将来、自動車が自動運転になると、追突も渋滞もずっと減るでしょう。

(委 員)

それも確かにそうです。ある自動車メーカーは、2030年までに自動車事故による死亡事故ゼロを目指すということを PR で言っていますから、そういう点では、事故そのものが減ってくる可能性は十分あるのではないかと思います。ただ、そうかと言って、今すぐはそういう状況にはないです。ある意味、この工事にかかって、いつ完成するかということとの追いかけてこになるのではないかと思います。

(会 長)

この工事が完成したころは、かなり今の自動運転とか、電気自動車で環境汚染も起きなくなりますし、世の中は別の次元で改善されますね。

(委 員)

目をつむっていても、ハンドルを持たなくても、運転できるような自動運転の車ができるかどうかは、ちょっと疑問のところはあります。できないことはないと思うのですが、ただ、そういう車が本当にできるまでに、それでは10年先、20年先にそういう時代が来るかということ、私はクエスチョンマークが付くと思っています。20年先にそういう車ができたとしても、では、今の車が全部そういう車に置き換わるかということ、自動運転の車に置き換わるまでにやはり10年、ないしは下手をすると20年かかってしまうと考えると、私は技術者でありながら、このようなことを言うと怒られますが、私の生きている間にはそういうことはないのではないかと思います。ですから、当面の間は、やはり人間がハンドルを持たないといけないでしょうし、そういう車が世界で開発されても、全ての車がそれに置き換わるまでにはやはり20年、30年かかって

しまうと予想をしています。

(会 長)

第1号議案について、他にご意見はありませんか。

(委 員)

では、私から1点だけ質問させてください。嵩上区間の所は幅員が現状の28mぐらいから、場所によっては50m近くに広がる所が出てくると思うのです。そうすると、先ほどの12ページなど、いろいろなものを見ていただくと、そういう所は、かなり沿道の土地の買収などをしなければいけないと思うのですが、現在の土地利用がかなり制限される所も出てくるのではないかと思います。そこは沿道地権者等から、概ね反対の意見はなかったということなのですが、全ての地権者がそれで満足ではない状況もあるのではないかと思います。田んぼを作っているような所なら、売れていいと思う人もいるかもしれませんが、沿道で何か商売をされているとか、そういう所はかなり影響が出るのではないかと思います。商業関係の方とは、どのようなやりとりがあったのでしょうか。

(事務局)

委員からのご質問について、お答えいたします。全線が田んぼというわけではなくて、沿道には商業系の施設もございます。国から個別に説明していただき、商売への影響等について直接ご意見を伺ったところ、8号線に面しているから店を出したのだけれども、メインの交通が高架の上を走ってしまうと、お客さんは来るのか、補償はどうなるのかという心配の声も上がっておりました。中には事業について、本当に必要なのかというご意見を頂いたこともございました。また、いつから始めるのだというご意見も頂きました。

今、申しましたとおり、心配の声があったのは事実ですが、事業について抜本的に、大反対だというご意見はなかったということです。以上です。

(委 員)

了解しました。ありがとうございます。

(会 長)

高架式になると、今まで商店に出入りしていた車が入れなくなって、お客さんが来なくなるという場合をおっしゃっているわけですね。それについて補償はどのようになるのでしょうか。

(事務局)

側道には面しますので、お客さまが来なくなるということではありません。

(会 長)

入りにくくなりますよね。

(事務局)

今まで店の目の前の8号線をメインの交通が走っていたのに、店の前が高架になることによって、側道に面することになりますので、お客さんが来る場合は側道を通って店に来るということになるわけで、店の方からすると、たくさんの通過交通の方の目に触れていたものが、本線をそのまま通過するだけの人からしてみると、店が高架下になるわけで、そういう意味でお客さんの目に触れにくくなってしまうことに対する、商業系の方からのご心配のお声はございました。

ただ、その方についてどのような補償をするかということは、事業化されて、事業を進めていく中で検討されるべきことで、今回の都市計画道路の、道路の質としてどのような道路が望ましいかという議論とはまた別問題だと考えています。

(会 長)

別ですが、それを聞かれたときには、国は補償しないのでしょうか。代替の入りやすい道は造るけれども、それ以上のこと、例えば売上げが落ちたからといって、その差額は補償されないのでしょうか。

(事務局)

補償の考えがどのようになっているかについては、申し訳ございませんが、詳細は存じていないのですけれども、補償の基準がございます。その基準によって補償に該当する場合は、公平に算定され、対応されるものと考えております。

(会 長)

他にご質問はございませんか。ないようでしたら、今までの議論をまとめたいと思います。この案について、私の理解では異論、異議はないと理解していますが、それでよろしいでしょうか。

(委 員)

恐縮です。先ほど質問させていただいて、そのお答えも伺いましたけれども、完成した時期に交通量がどうなっているのか、やはり減っているのではないかという疑問は拭えません。

もう一つは、450億円という膨大な事業費で、3分の1は富山県の負担です。これから道路の維持・補修や生活道路などにやはり多額の公共事業が必要だということから言って、私としてはこの場で賛成という態度表明はできないとい



うことをご承知いただきたいと思います。

(会 長)

分かりました。それでは、明確にするために賛成票と反対票を採るということで、よろしいですか。

(委 員)

はい。

(会 長)

ただ今の議案について、賛成の方は挙手をお願いします。1名以外の方は皆さんが賛成と理解します。1名の委員は反対ということでしょうか。

(委 員)

はい。

(会 長)

可決いたしますが、議事録でははっきりとその旨が分かるようにしておいてください。では、第1号議案はこれでよろしいですね。次へ進めます。

では、第2号議案に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局から議案第2号について説明)

(会 長)

ただ今の第2号議案について、質疑、ご意見を賜りたいと存じます。委員、何かわれわれが聴取すべきことはございますか。

(委 員)

会長からお尋ねいただきましたが、都市計画道路の決定、あるいは今回の議案ではないのですけれども、都市計画公園の見直しが、近年、いろいろな所で行われてきています。都市計画道路の見直しと都市計画公園の見直しです。どちらもある意味ではまちづくりにとって非常に重要な事柄で、本来は主に都市が発展してきた時代の、将来の都市の人口増大、あるいは都市の発展を見越して都市計画決定してきたものです。ただし、最近、人口の伸びが期待できないとか、いろいろな事情でその見直しをしようということで、今、都市計画道路の見直しということになってきているわけです。都市計画道路の役割はいろいろあって、交通の安全と円滑化、それと同時に都市の沿道地域の発展という目的の下に都市計画道路を決定してきたのですけれども、今、中田地区を見ると、特に環状線を市決定で廃止していて、田んぼの真ん中を通っているような道路なので、これはやはり都市の発展からみて、そこまで必要性がなかり

ということで廃止を決定したわけですから。そういう意味では、それに伴う今回の県決定の道路の一部見直し・変更は、私は妥当ではないかと思っています。

(会 長)

沿道には商店や人家も増えることはあるまいという考えですね。

(委 員)

中田地区の人口が増えて、沿道開発なり市街地の拡大なりがもっと進むような状況であれば、私はこの外環状というか、こういう環状線も必要なのだろーうと思いますが、現時点で見ると、ほとんど田んぼの中を走るような環状線になっている所が多いです。現道がある地区もありますが、そう考えると、これからそれこそ多くの予算をかけて道路整備を進める必要性は非常に低いのではないかと思います。

(会 長)

委員の皆さんから、ご意見はございませんか。

(委 員)

会長、よろしいですか。私は中田地区については多少ご縁があるところです。黒い線が右側に2本並んでいますが、その右下に中田小学校があります。中田の街で言うと、新しい街区が整備されてきたのが、ちょうど北側の地区です。きれいに街路が整備されて、新しく区画整理されて、宅地が張り付いている様子が、その地図からもお分かりいただけるかと思っています。それは市が整備した所です。中田とすれば、旧市街地から新市街地に街のつくりがだんだんシフトしてきているということなのです。ですから、旧市街の所にはもうこれ以上環状化しても張り付かないというのは、確かにそういうことが言えるのだと思いますが、中田地区とすれば、ちょうど中田小学校の左側、黒い2本の道路に挟まれた区域間内においては、まだまだ宅地の整備が進む可能性は残されていると私自身は認識しています。

かと言って、爆発的に人口が増えるとか、商店が張り付く要素があるかという、なかなか考えにくいところがあるかもしれません。しかし、中田地区全体から言うと、むしろ射水市側へ抜けていく、これで言うと中田東西線とされている道路がありますが、それより東側は少し細くなっているのが地図でもお分かりいただけるかと思っています。これをその先に向けて延ばしてほしいということで、もっとこの射水とつながる大事な路線をむしろ整備してほしいという声が強まっている状況だと思います。街の中を巡回する環状線というよりは、中田の全体的な交流のための東西の道路が整備されていないということが、今、一番の課題になっています。そこが繋がって、今、申し上げた地区でもっと宅地開発が進んだりしていくと、商店が建つ可能性も出てくるかもしれないかと思っています。

いずれにせよ、市決定で環状線の一部区間が廃止されたことによって、県も一緒になって変更するのはやぶさかではありませんが、中田のまちがそれでよしということになっているわけでは決してなくて、これから先、発展の望みというか、それはつないでおきたいところなのだろうと思っています。一方、射水側から見ると、やはり高岡の中田地区、戸出地区、砺波地区に抜けていく大事な道路の1本ですから、これも整備されたいと。ずっと西側へ行くと、156号線にタッチする所までが太く大きく、道路が拡幅されるようになっていきますので、最優先ではないにせよ、非常に交通量の多い幹線的な道路であると理解しています。今後どうなるのか、また皆さん方にもお聞きいただいて、必要なものがあれば、措置していただければと思います。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。第2号議案について、他にご意見はございませんか。それではまとめに入りたいと思いますが、よろしいですか。私の意見としては、異議はないように思いましたけれども、そういうことでよろしいでしょうか。では、原案で可決という扱いにします。可決しました。

続きまして、議案3号に入ります。事務局から説明してください。

### 議案第3号 氷見都市計画道路の変更について

(事務局から議案第3号について説明)

(会 長)

ただ今の事務局の議案第3号の説明について、質疑、ご意見を賜りたいと存じます。地元の説明会で何かご意見はありましたか。

(事務局)

地元への説明時にどのような意見があったかについてですが、見直しの結果、廃止するといったことについて、それは反対だという意見ではなくて、都市計画道路でなくなったら道路はどうなるのかという素朴な疑問、質問を頂きました。都市計画道路でなくなるからといって、道路がなくなるわけではありません。その都市計画道路が市道であれば、市が維持・管理しますし、県が管理する道路であれば、県が維持・管理します。都市計画道路でなくなるから使えなくなるとか、穴が空いたら補修しなくなるとか、そういうことではございませんという説明をさせていただきました。見直しに反対という意見はございませんでした。

(会 長)

住民の方からは、現状の道路が狭いとか、ちょうどよいとか、そういうご意見は何かあったのですか、なかったのですか。

(事務局)

今の道路の幅員に異議を唱えるというご意見は頂いておりません。

(会 長)

委員、また説明していただけると助かります。

(委 員)

都市計画道路の廃止について特に意見はないのですが、気になるのは現道のない所です。現道のない所に引いてあった線がなくなるということは、特に災害時、火事が起きたときにきちんと消火活動ができるのかというところが一番課題だと、私は認識しております。そういう意味では、今、計画されている氷見市内の都市計画道路を廃止した箇所、市道として整備する所はいいと思うのですが、そうではなくて、南北に一番長い路線で一部、緑の未整備、現道なしの区間がありますけれども、ここを廃止したことによって、この近隣の住宅地へきちんと消防車がアクセスできるのかどうかの確認をやっておかないと、防災的には課題が残るのではないかと考えています。できれば6mの道路でアクセスできるか、最低限でも4mの道路でアクセスできるか、旧市街地ですと、特にそこが課題になるように思います。もちろん検討はされているのではないかと思います、そこの確認を少し教えていただければと思います。

(事務局)

委員からのご質問にお答えいたします。今回、現道も何もない所、その周辺の道路はどうなのかということについてですが、氷見市と確認したところ、6mは幅員としておおむね確保されています。先ほど写真で現在の状況を説明した中で4mの所や5mの所があるとお話しさせていただきましたが、狭くても4mの幅員があることまでは確認しております。

(会 長)

よろしいでしょうか。

(委 員)

はい。

(会 長)

これは全部、道路がこの縦の線で続いているわけですね。現道なしというのは、やはり何もないのですか。

(事務局)

続いてはいません。黄色の所は現道があります。

(会 長)

今の写真はよく分からなかったのですが、結局、緑の所は田んぼだから、自動車は行けないということなのですね。

(委 員)

その沿道に住宅地がなければ、全然問題ないのですけれども。

(事務局)

はい。この写真の奥に示しています農道のような所ですが、家のような建物がございすけれども、その他の所は逆に田んぼばかりでして、ここについては、写真⑥で示している所は県決定分としては廃止なのですが、都市計画道路網として残すということで、ここは市の方で別の都市計画道路とする手続きを取っております。

(会 長)

⑤番は橋を造らないといけない所ですね。

(事務局)

そうです。

(会 長)

そうすると、⑤と⑥の間は道がないのですから、他の道でどちらかへ行かないといけないのですね。上でも下でも、行くには回り道をしていくわけでしょうか。そもそも家がなければ、消火活動は要らないのですね。

(委 員)

なければいいのですけれども、ある所はどうなっているのかなと思ったのです。

(事務局)

今の状況等を確認しますと、都市計画道路以外にも他の道路等がございすので、他の道路から緊急車両等については入れると判断しております。

(会 長)

この⑤番の写真の家の所は、自動車が入れるのですか。

(委 員)

家が建っているということは少なくとも、建築基準法上の接道義務はありますが、震災が起きたときに、道路幅員が狭いと、沿道の建物や電信柱などが倒

れて、緊急車両がアクセスできない危険性があるので、できればもう少し広い道路が本来、まちづくりにとっては非常に重要ではないかということでお尋ねしました。

(会 長)

これは氷見市と調整をしているわけですね。

(事務局)

はい。

(会 長)

消防の関係は、何か意見は出なかったわけですか。  
お願いします。

(委 員)

私はその辺は肌感覚で分かるのですが、今、委員がおっしゃったように、別の所から当然、配布資料の5の2ページですけれども、消防自動車に関しては全然通れます。また、橋が建設予定になっている、これも両サイドのすぐ近くに橋があるのです。それと、全線廃止するというのは、すぐ左側に国道160号があって、都市計画道路としては大体役は果たしているわけです。

敢えてこの中の家が密集しているところを、物件移転をたくさんしながらやっていくのは現実的ではないだろうということは、私どもも肌感覚で思います。市の方ともいろいろお話をさせていただいたところ、是非この変更内容でやりたいということでした。橋については新たに架けるのではなく、上下流の橋で対応できると私も考えておりますので、また皆さまの方でご検討いただければと思うのですが、私としてはこの案でよろしいかなと思います。

(会 長)

よく分かりました。ありがとうございます。他にご意見はございませんか。ないようでしたら、まとめに入りたいと思います。私の理解では格段の異議はないということですが、よろしいですか。そうしたら、これで原案どおり議決することにいたします。議決しました。

—休憩—

(会 長)

それでは再開いたします。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

#### 議案第4号 産業廃棄物処理施設（魚津市）の敷地の位置について

（事務局から議案第4号について説明）

（会 長）

ただ今の第4号議案の説明について、質疑、ご意見を賜りたいと存じます。

（委 員）

1点だけ教えてください。今回、騒音の推定をされておりますが、非常に低い値だと思って、少しびっくりしたのですが、これは破碎機の騒音の予測ではないのかなと思っていて、本来、搬入・搬出する車、特に4tトラックでしょうけれども、トラックによる騒音などはこの産業廃棄物の影響調査では想定しなくてよろしいのですか。それを想定して、この値になっているのでしょうか。先ほどの予測値は30dBになっていましたよね。

（事務局）

現況値の方に交通量の影響が含まれているものであると考えています。寄与値はおっしゃったとおり、破碎機から出る騒音があり、途中の塀などで遮音し、測定地点にどれだけの大きさがプラスされるかということなのですが、そこには増加分の交通車両は入っていないと思います。4tトラックで約5台程度というのは、1日に均すと2時間に1回程度ですので、交通音は主に現況値で判断し、寄与値には入っていません。

（委 員）

先ほどの4tトラックで80台というのは、あれは1カ月ですか。

（事務局）

これは1日の台数であり、この事業所では一般廃棄物処理の処理も行っているので、市のリサイクル製品、プラスチックや紙くずなどを一般の方が運び込まれる施設でもあります。そういったものを含めて、現在、80台でございます。

（委 員）

私は環境の専門家ではないので、その辺の評価の仕組みはよく分かりませんが、分りました。車の影響は加味しなくていいという評価になっているということですね。ありがとうございます。

（会 長）

委員、全般について説明していただけますか。

(委 員)

全般的にということなのですが、まず環境影響評価の対象とした項目、それから結果も妥当だと思います。今、出ている騒音の現況が55dB、あるいは直近人家で52dBということで、通常より高いような気はするのですが、そこに搬入のトラックなどの騒音が入っているのかなと思って見ていました。破碎機自体の寄与レベルは非常に小さいので、確かにここに出ているように現況を大きく損なうようなものではないように思います。それから排水に関しても、現況と変わることはないので、問題ないように思います。

環境影響評価の対象としたのは騒音、振動だけですかね。

(事務局)

騒音、振動、大気汚染について確認しています。

(委 員)

特に問題ないように思います。

ただ、一つ、環境影響評価の中には入ってこないのですが、先ほど写真を見せてもらって、悪臭は大丈夫なのかなと少し気になったので、その辺を教えてください。

(事務局)

特に周囲の住民からの悪臭等の苦情はないと聞いています。また、私も現況調査に行きましたが、気になる悪臭はございませんでした。処理するものが廃プラスチック類あるいは木くずということで、元々汚染が少なく臭いもそんなに気になるものではないと考えております。

(委 員)

ありがとうございました。

(会 長)

先ほどの写真では山積みにしていて、屋根はあったけれども、周りは囲っていませんでしたよね。今までこういう状態で事業をしていたのですか。

(事務局)

はい。現在はこのような状態なので、事業者が、今まで飛散されたことはないのですけれども、今後の飛散防止のため、また、後ろ側は山肌になっているので、万が一火災等が発生した場合、後ろの山の方に火が及ばないようにしたいということで、今回、壁を造って増築することになっています。

(会 長)

これは風が吹いたら、飛ぶのではないですか。



(事務局)

今のところ、飛んでいるという話は聞いていないのですが、今後、壁を造れば、そのような状態、危険性、リスクはなくなると考えております。

(会 長)

この状態のままでしたら、雨水も、雨がかかって、だいぶ汚染水も地下浸透していきますよね。その業者は今までやってきたことについて、どのようなことを言っているのですか。今までやってきたことがちょっと不十分なのかなと私は思っているのですけれども。

(事務局)

雨が降って、その汚れた水、雨水や土地の中の粉塵、ちょっとしたごみなどについては、敷地全面に舗装があり、舗装の勾配で敷地内の側溝にまず入ります。そして、側溝から排水槽の方に全部集めて、そこで処理した後に排水路に流すということになっています。従って、敷地からそのまま汚れた水が流れ出るということはありません。

(会 長)

排水は点検されましたか。

(事務局)

排水は定期的に排水槽の検査を行われていて、異常値は出ていないということを確認しています。

(会 長)

委員の皆さまから、ご質問はございませんか。地元の住民の方からご意見を聞かれたということでしたが、何名ぐらいの方から聞かれましたか。

(事務局)

説明会が2回行われていて、10人程度ずつ出ておられています。事業計画自体への反対意見はなく、協定書の内容を少し改めたいということで、意見調整をされたと聞いております。

(会 長)

ご意見がないようでしたら、まとめに入ってよろしいでしょうか。私の理解では格別のご異議はないと思いますので、可決したいと思いますが、それよろしいですか。では、第4号議案はこれで可決されました。

続きまして、第5号議案に入ります。事務局から説明をお願いします。

## 議案第 5 号 産業廃棄物処理施設（立山町）の敷地の位置について

（事務局から議案第 5 号について説明）

（会 長）

ただ今の第 5 号議案について、質疑、ご意見はございますか。委員、説明していただけますか。

（委 員）

この件も、問題になるのは騒音、振動だと思いますが、人家が非常に離れていて、200m 離れていますから、予測値がほとんど変わらないというのは妥当な結果で、あとは排水も現況と変わらないので、特に問題ないように思います。

それから、今、気が付いたのですが、敷地境界の現況が 54dB、直近人家が 54.2dB ということで、直近人家の方がレベルが大きいのは四捨五入の関係なのでしょうか。それを教えてください。

（事務局）

敷地境界の現況騒音というのは施設の現況騒音であり、一方で、直近人家の周りは、見る限り人家近くの道が割と大きそうな道なので、こちらの車が多ければ、当然、現況騒音が高いということは十分あり得ます。

（委 員）

敷地境界は 54.0dB と見ていいのですか。

（事務局）

敷地境界では L5 といって、騒音レベルの上から 5%の値を採用しています。それに対して住宅側は平均値で、全部のレベルを足した平均の計算をするので、小数点が出てきます。

敷地境界は小数点以下はなく、例えば 54dB なら 54dB が環境計量証明値でございます。ただ、直近人家については平均を計算しているため、小数点が出てくると理解していただければよろしいかと思えます。

（会 長）

よろしいですか。

（委 員）

はい、ありがとうございます。

（会 長）

他に委員の皆さまからご意見、ご質問はございませんか。住民の皆さまから

はご意見がなかったようですが、何か語っていたことはないのですか。

(事務局)

今までここに事業地を構えられてから特に苦情等はないのですが、これまでどおり環境対策をしっかりと行ってくださいというご意見はあって、分かりましたということで、同意書を頂いていると聞いています。

(会 長)

他に委員の皆さま、何かございませんか。ないようでしたら、まとめに入ろうと思いますが、よろしいでしょうか。格別の異議がないようですので、可決したいと思います。では、第5号議案はこれで可決しました。

本日の議題第1号から第5号議案まで、全てこれで終了いたしました。

#### 報告事項 産業廃棄物処理施設の操業後の実態調査について

(事務局から報告事項について説明)

(会 長)

委員、何かコメントはありますか。今の報告を伺って、得心されたわけですね。

(委 員)

ご報告をありがとうございました。この判断はなかなか難しく、バックグラウンドの騒音レベルが安定していないということ、それから南砺工業所の方は許可時と稼働時で測定場所が異なっているわけですね。その中で2dB、6割ぐらい違うと思うのですが、倍まではいかなくて60%ぐらいの誤差になるかと思うのですが、それが合っているのか、合っていないのかというのは、なかなか判断が難しいところです。

また、先ほどもありましたようにL5ということなののでしょうか、整数でしか出していないのですが、これは小数点以下の数字が少し違うと、何割違うかというのは大きく違ってきますので、まあ大体合っているかなという、そのように捉えればいいのか。判断が難しいところだと思います。

(委 員)

報告をありがとうございます。私はこういうモニタリングを事後にきちんと、今回は2~3年後ということですが、例えば5年間隔ぐらいで定期的に行われることが、抜き打ちで私は結構だと思うのですが、非常に重要ではないかと思えます。委員が言われたように、これは測定時期というか、時間帯や時期によってバックグラウンドが違いますから、特に騒音などは測定値がばらつ

くのは当然です。ただ、この 2dB という違い、あるいはこれが人間の感覚的にどれくらい影響が及ぶかというところが重要なので、そういう意味では、2dB 程度であれば、それほど目くじらを立てて、例えばこれが基準よりも超えていたから駄目だとか、そういうものではないような気が私はしています。

(会 長)

ありがとうございました。今後もこのような検証は、許可された業者について、別の件もやっていくわけですか。

(事務局)

実際の稼働時は、別の営業許可の方で事業者が 1 年間に一度なり、自らが定めた維持管理計画に基づいて自主的に行っておられるものを、定期的に検査するというシステムになっております。施設の位置を許可する部局としては、今回については、許可申請のときに出された書類がおおむね正しいかどうかを確認したいというご意見だったかと思しますので、そのための資料として報告しています。一緒の値ではないのだけれども、それは機械の影響ではなくて、どちらかという周囲の音の違い等が影響しているということをお報告させてもらって、環境上問題があるかどうか、環境基準に対してそれ以下かどうかということについては、営業許可の部局、環境部局の方が現在もやっていますし、今後もしていただくものと考えております。

(会 長)

他に今の報告について、ご意見はありますか。

ないようでしたら、最後は事務局の方から今後のことをお話ししていただけますか。

(事務局)

ありがとうございました。最後に、今後の予定について申し上げます。次回の審議会は 7 月ごろの開催となる予定です。近くなりましたら、ご連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。

### 3. 閉会

(司 会)

それでは、これをもちまして第 182 回富山県都市計画審議会を終了いたします。お疲れさまでした。

(会 長)

ありがとうございました。

令和3年2月12日

富山県都市計画審議会会長 細川 俊彦

議事録署名人委員

富山県都市計画審議会委員 土開 由香

富山県都市計画審議会委員 小見 美由紀